

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第118号	
事故等名	貨物船第五宝祥丸衝突(灯標)	
発生年月日時刻	平成20年11月1日11時40分ごろ	
発生場所	愛知県三河湾沖ノ瀬 西方1.9海里付近 (北緯34° 37' 7"、東経136° 58' 6")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月8日横浜・地方事故調査官が海難報告書を入手し、平成21年1月13日保険会社から灯標損傷写真及び同図面を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 貨物船 第五宝祥丸 491トン 船舶番号(IMO 番号) 131847 船舶所有者等 宝祥海運建設株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	損傷 船体なし 灯標 上部構造破損、太陽電池歪曲、中部パイプ搔き傷、浮体上部凹損	
事故等の経過	本船は、愛知県衣浦港を空船で出港し、伊良湖水道に向け、自動操舵で航行中、鳥羽方面から伊良湖水道に入る大型船の水先人との交信に気を取られ、船首右舷の灯標に気付くのが遅れたため、平成20年11月1日11時40分ごろ、三河湾沖ノ瀬の西方1.9海里付近の中山水道開発保全航路第1号灯標に衝突した。 衝突の結果、船体に損傷はなかったが、灯標の上部構造等が破損した。 当時の天候は、晴で、風力4の北北西の風が吹き、白波が立っていた。視界は、良好であった。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 本船は、鳥羽方面から伊良湖水道に入る大型船の水先人との交信に気を取られ、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。	
原因	本事故は、本船が自動操舵で航行中、適切な見張りを行わなかったため、灯標に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	